

【宇土市独自給付金】 住民税《均等割のみ》課税世帯 に対する特別給付金のご案内

宇土市では、令和3年度の住民税非課税世帯等給付事業で世帯の中に均等割のみであるが課税者であるものがあることで対象外となる世帯に対して、独自に給付事業を実施します。

- 住民税《均等割のみ》課税世帯に対する特別給付金は、宇土市が独自に実施する給付事業です。
- 給付金の金額は、**1世帯あたり5万円**です。
- 本給付を受けた者の**令和4年中の課税対象収入**となります。
- 住民税非課税世帯等給付金の家計急変世帯の給付の対象となる場合は、本給付金の対象外です。
- 給付金は**口座振込**となります。

支給対象となる世帯（①②の全てに当てはまる世帯）

- ① 令和3年度住民税が、
「均等割課税者のみ」または**「均等割課税者と非課税者」**の世帯
- ② 令和3年12月10日（基準日）に宇土市に住民登録のある世帯
※住民税非課税世帯等臨時特別給付金を受給された世帯は、対象外になります。



1. 市から対象者あてに申請書を発送
2. 世帯主による申請書の確認
3. 返信用封筒にて申請書、通帳等の写し、本人確認書類などの返送
※同封している返信用封筒にてご返送ください。
4. 給付金の支給（振込）…申請書受付後、**概ね3週間**で支給します。

【返送期限】

令和4年7月13日（水）又は7月20日（水）までに市へ返送をお願いします。
※返送がない場合は、**本給付金の支給を辞退したとみなします。**

お問合せ先

宇土市 福祉課 福祉政策係内 給付金担当窓口
TEL：0964-22-1111（内線228・917）
※お問合せの際は、「宇土市独自の給付金の件で」とお伝えいただきますとスムーズにご案内できます。